

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿地方整備局近畿技術事務所長から次のとおり公共測量を終了したることについて通知がありました。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三次元データ計測）
- 二 測量の地域 奈良県の一部
- 三 測量の終了年月日 令和四年二月二十八日